三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西の平三五五・字西の平茶畑三五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県津山市阿波字尾所奥二一一七の五九、二一一七の六〇、加茂町河井字松尾三四二の一、三四二の六、三四二の一〇、三四二の一一
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
富山県富山市牧字大坪割八一二、八一三、八三〇、八三一の二、八三二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）
四　指定の有効期間　三年

○国土交通省告示第四百七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十三年五月十七日から平成三十三年三月三十一日まで
三　施行地区及び工区
施行地区　東京都中央区湊二丁目の一部
一工区　東京都中央区湊二丁目の一部
二工区　東京都中央区湊二丁目の一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都中央区入船二丁目二番六号ＮＴＩリフネビル五階　独立行政法人都市再生機構東京都心支社湊都市再生事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十三年五月十七日

○国土交通省告示第四百七十七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、高知空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十四年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十四年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十三年五月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　第一種区域の指定を解除する区域
次に示す区域のうち高知空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に高知空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分
高知県南国市大字田村、同市大字下島、同市大字久枝、同市大字物部、同市大字大埇、同市大字片山及び同市大字前浜並びに同県香南市吉川町大字吉原
二　第二種区域の指定を解除する区域
第二種区域として指定されている区域のうち、滑走路の短辺の側における滑走路の中心線（その延長線を含む。以下単に「中心線」という。）上の滑走路の東側末端から滑走路の外側へ百八十メートルの地点において中心線と直角をなす直線上同地点から十メートルの距離を有する二つの地点のうち北側の地点を(イ)と、南側の地点を(ロ)とし、中心線上の滑走路の東側末端の地点において中心線と直角をなす直線上同地点から六十メートルの距離を有する二つの地点のうち北側の地点を(ハ)と、南側の地点を(ニ)とした場合において、(イ)、(ロ)、(ニ)及び(ハ)の各地点を順次結んだ線並びに(イ)と(ハ)の地点を結んだ線により囲まれた区域以外の区域
三　第三種区域の指定を解除する区域
第三種区域の全部
備考　一に掲げる区域は、平成二十三年五月十七日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第四百七十八号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、宮崎空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十四年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十四年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十三年五月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　第一種区域の指定を解除する区域
イ　次に示す区域
宮崎県宮崎市大字郡司分、同市大字本郷南方、同市月見ケ丘一丁目、五丁目、六丁目及び七丁目、同市源藤町、同市清武町加納、同市清武町加納一丁目から五丁目及び同市清武町池田台
ロ　次に示す区域のうち宮崎空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に宮崎空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分
宮崎県宮崎市大字赤江、同市大字田吉、同市大字本郷北方、同市大字恒久並びに同市月見ケ丘二丁目及び四丁目
二　第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域
第二種区域及び第三種区域の全部
備考　一に掲げる区域は、平成二十三年五月十七日における行政区画によって表示されたものとする。

○関東地方整備局告示第二百四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人茨城県建築センター